

ご自身の作品を自ら利用する場合について

JASRACに著作権の管理を委託していても、一定の範囲内においては、JASRACへ使用料を支払うことなく、ご自身の作品を自ら利用することができます。

JASRACと信託契約を締結して著作権の管理を委託すると、原則として著作権の管理権限は全てJASRACが有することになり、ご自身の作品を自ら利用する場合でもJASRACに対して利用許諾手続きが必要になります。しかし、一定の範囲内においては、委託者である著作者の皆さまが、ご自身の作品を、JASRACへ使用料を支払うことなく使うことができるよう取り扱いを定めています。

ここでは、どのような場合に使用料の支払いが不要となるのか、また、その場合どのような届出が必要なのかご案内します。

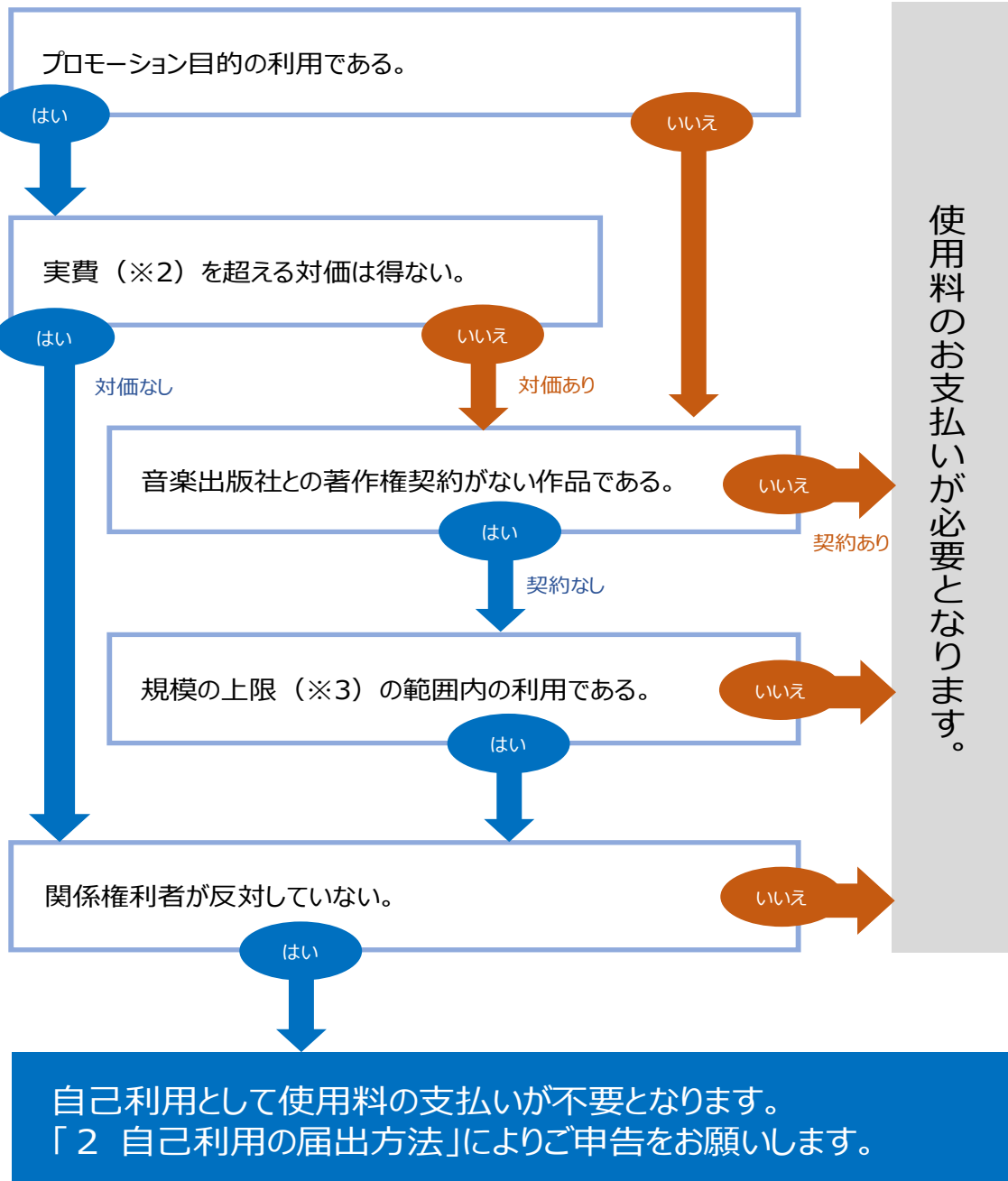
1 ご自身の作品を自ら利用するとき使用料の支払いが不要となる場合

委託者である著作者の皆さまは、一定の利用（※1）について、JASRACに使用料を支払うことなく、ご自身の作品を使うことができます（自己利用）。ただし、利用する作品の関係権利者（ご自身以外の作詞者・作曲者や音楽出版社など）が反対している場合は、通常の利用許諾手続きを行ったうえで、使用料をお支払いいただく必要があります。

※1 一定の利用

対象の作品	対象の利用
ご自身の全ての作品	作品のプロモーション目的で対価を得ずに行う利用
	作品のプロモーション目的で会場使用料等の実費（P3※2で解説）の範囲内の対価のみを得て行う利用
音楽出版社と著作権契約を結んでいない作品	対価を得る利用であって、理事会で定めた規模（P3※3で解説）の範囲内の利用

ご自身の作品を自ら利用する場合



- ・ 自己利用は、委託者ご自身のほか、ご親族（配偶者、子、父母等）、ご自身が運営する事業所等が行うこともできます。詳細は担当部署までお問い合わせください。
- ・ 演奏会のプログラム、複製物、ウェブサイトなどに、委託者ご自身のお名前を表示してください。

※2 実費に含まれるもの

利用形態	実費に含まれるもの
演奏会等	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・舞台費用 ・パンフレット等の印刷費 ・出演者への交通費、食事代 など
複製（オーディオ録音・ビデオグラム録音・出版）	<ul style="list-style-type: none"> ・録音、録画機器のレンタル代 ・スタジオ費 ・プレス費 ・印刷費 など

※3 規模の上限

利用形態	規模の上限
演奏会等	<p>入場料と会場定員数との積が400万円まで （入場料 × 会場定員数 ≤ 400万円）</p> <p>ただし、演奏の態様により必然的に会場の規模が大きくなるなど合理的な理由がある場合（※）には、基準にかかわらず、対象とすることができます。</p> <p>※オーケストラなど、出演者が多く報酬等の費用が高額になるため入場料を高く設定せざるを得ない場合、楽器編成・舞台装置等設備の制約から規模の大きい会場を使用せざるを得ない場合 など</p>
複製（オーディオ録音・ビデオグラム録音・出版）	複製数1,000枚／部まで
インタラクティブ配信	「配信期間が3カ月まで」 または 「リクエスト回数が1,000回に達するまで」のいずれか短い期間

2 自己利用の届出方法

Step1 書類の作成

次の2つの書類をご作成ください。

【著作者・継承者】

① [自己利用届出書](#)

② [利用著作物一覧](#)

【音楽出版社】※インタラクティブ配信の場合

① [自己利用届出書](#)

② [利用著作物一覧](#)

Step2 書類の提出 ※ご利用になる日の前日まで

ご利用方法に応じて担当部署へ書類をご提出ください。

提出方法：①メール添付 ②郵送 ③窓口へ提出

【担当部署】

利用方法	担当部署	メールアドレスなど
演奏会等	開催地を管轄する支部	ホームページでご確認ください。 https://www.jasrac.or.jp/aboutus/office/index.html#sec02
オーディオ録音	録音・ビデオグラム・出版課	svp@jasrac.or.jp
ビデオグラム録音	録音・ビデオグラム・出版課	svp@jasrac.or.jp
出版	録音・ビデオグラム・出版課	svp@jasrac.or.jp
インタラクティブ配信	ネットメディア課	j-takt_edu@jasrac.or.jp